

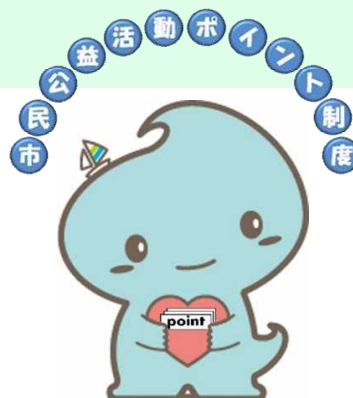
市民公益活動ポイント制度終了のお知らせ

沢山の団体にご参加いただいた

「市民公益活動ポイント制度」は、令和3年第3期の募集を最後に、制度を終了いたします。

制度の趣旨や目的についてご理解いただき、ご参加くださりまして、誠にありがとうございました。

制度の終了に伴い、以下のとおりお知らせいたします。



■制度参加団体の募集について

令和3年第3期(令和3年11月～令和4年3月までの活動分)で終了

募集期間: **令和3年10月21日(木)～11月4日(木)**

■令和3年度発行ポイント券(みずいろ)について

券面記載の有効期限(令和5年3月末)までご利用いただけます。

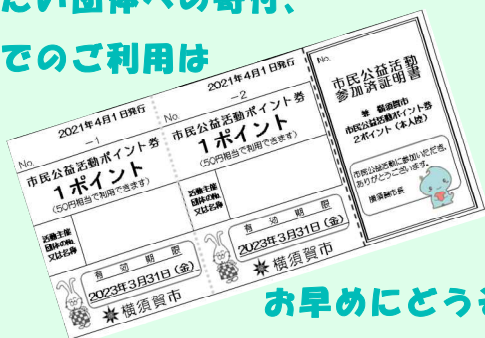
期限後はご利用いただけません。

■寄付受領団体登録について

令和3年度の第1期～3期に申請し、登録が決定した団体は、**令和5年3月末まで**、ポイント券による寄付の受領・換金をすることができます。

令和3年			令和4年				令和5年		
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	3月	4月	
第3期 募集⇒決定 ① 交付団体 ② 寄付受領団体			① 第3期 ポイント交付活動期間 (令和4年3月末まで)				② ポイント寄付受領登録団体 換金可能期間 (令和5年3月末まで)		制度終了

応援したい団体への寄付、
施設等でのご利用は



お早めどうぞ!!

お問い合わせ

横須賀市 市民部 市民生活課

電話 046-822-9699(直通)

メール

shimin-kyodo@city.yokosuka.kanagawa.jp